

社会資本整備審議会・交通政策審議会交通体系分科会計画部会
持続可能な社会の実現に向けた交通政策検討小委員会運営規則

持続可能な社会の実現に向けた交通政策検討小委員会の運営については、社会資本整備審議会・交通政策審議会交通体系分科会計画部会運営規則に規定するもののほか、下記によるものとする。

- 1 小委員会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことが出来ない。
- 2 その他、小委員会の運営に関し必要な事項があれば、委員長が随時定める。

附 則

本規則は、令和6年10月24日から施行する。